



091299-000-9

特11-877

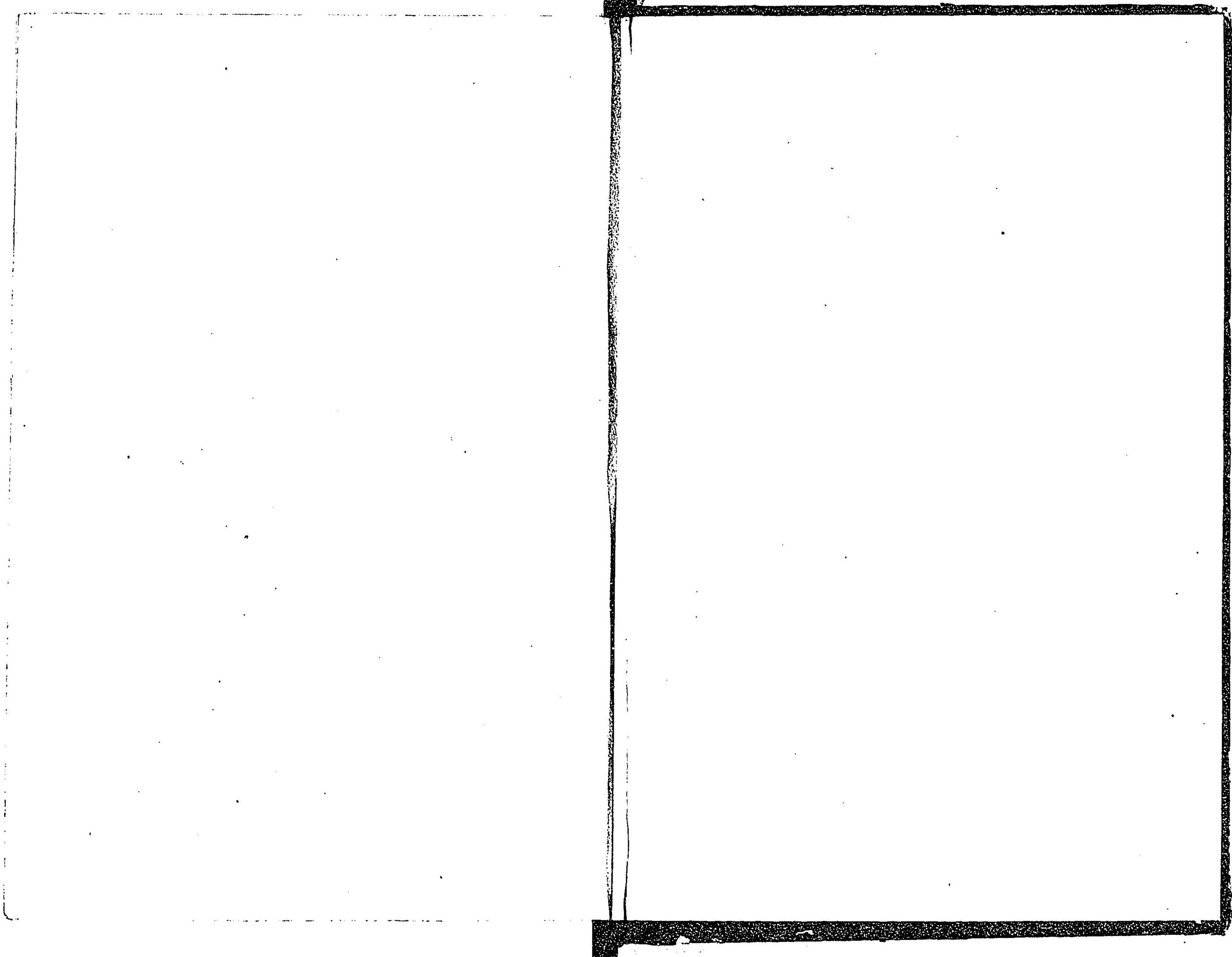
榎垣山名譽碑文

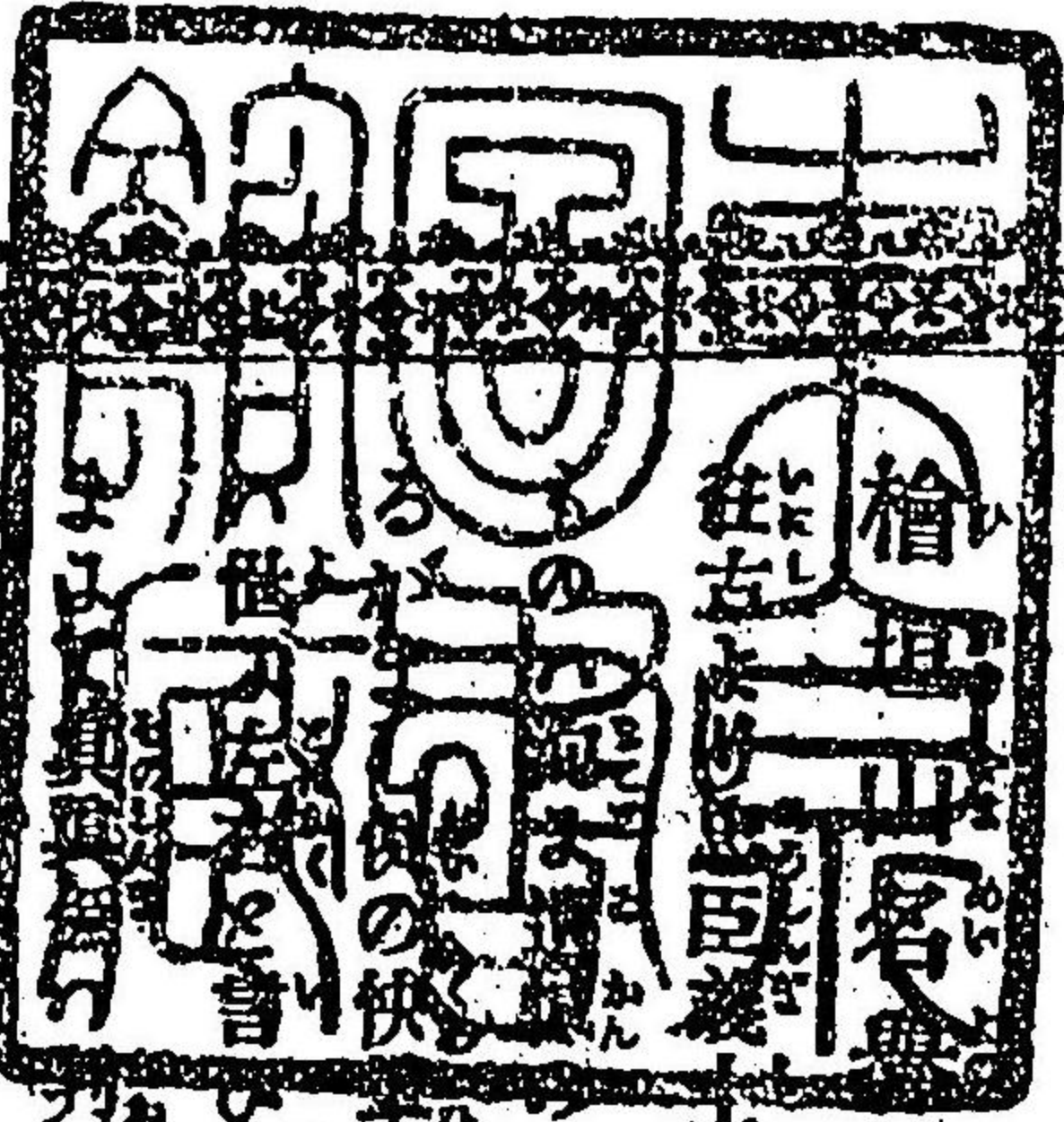
春光舎 風禽 / 著

M20

DBN-2177







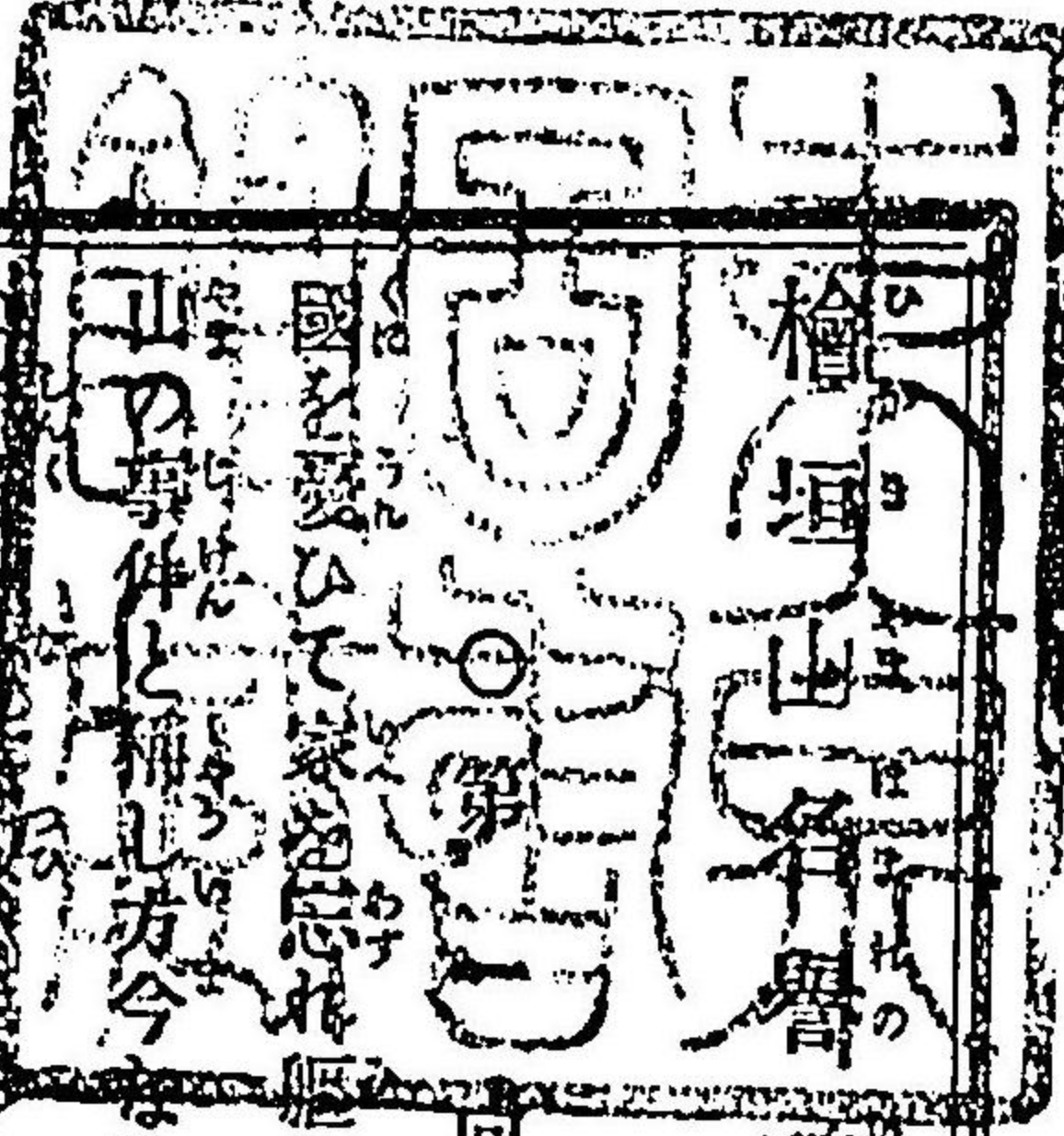
碑文序

往古より臣義士身を殺して仁を成す者多うるが中其事蹟の湮滅して傳らざる
 限りよこそあれ茲我双風禽子這回當摩某の上を口碑を傳ふ
 るも巨細を描出してこれが序せよと請はる願ふ當摩某の事
 實の傳ふを何れ歎異なるべき唯風禽子がものせられし口碑のま
 まに眞實無偽の事記載する事實のをさく忠孝の教えは適ひぬれば斯る書
 を世に弘むるも悪しからじ然れど物皆利弊の相伴ふから當摩が忠義の心なくし
 て徒に其邊を學ば流れて刺客の群よや入なん實に戒慎むべき事よこそ冀くは
 看官當摩が心をもて心とし無事の時は斥て凡庸を咄はるも一朝有事の際に奮
 つて其身を顧みず國家の爲よ力を致さばその名當時に顯はれずとも後世人の龜鑑
 となりなん實に勤むべき忠孝の道なりかして平素の口調を引換えて紙爲堂主人
 老實に記す

○本編目次

- 第一回 兩侯妓よ溺れて淫酒を恣す
- 第二回 良臣辨を奮つて上使よ説く
- 第三回 忠士時よ會ふて顯職を占む
- 第四回 孝士國を去つて良師よ就く
- 第五回 孤忠身を棄して仇侯を撃つ
- 第六回 輔車危を免れて其身を全す
- 第七回 義士水を潜つて嗣侯を刺す
- 第八回 狹客義を重して故主を救ふ
- 第九回 明君仁を垂れて龍禽を放つ
- 第十回 良相直を秉つて義士を斬る

檜垣山各層碑文



東京 春光舎風禽著述

○第一回 兩侯妓よ溺れて淫酒を恣す
 國を憂ひて家を忘れ 軀を殞して難を濟ふハ忠臣の志なりと故人の金言寔なる哉世よ檜垣
 山の事件と稱し方今なほ口碑よ言ひ傳播る浪士當間雷策が舊主の恨意を雪がんと多年幾許
 の辛苦を嘗み其身の斷頭場裏の露と消えよし 歸由を原ぬるよ寛延の年間徳川七代將
 軍家次公薨去まじくけれバ乃ち戸張大納言宗繼公をして御世嗣たるべきとある俄然よ高
 山中納言俊宗公八代將軍と任じ給ひしより宗繼公深く遺憾よ思し召されさしも賢君と稱し
 奉りし相公よも似す晝夜淫酒よ耽り給ひて漸次よ御行狀惡かりしが一夜酒宴の御席よて
 茶道石田道覺を御側近く召させられ聲を潜えて宣まふやう手未だ壯年より花街の景狀を見
 し事なけれバ汝今宵吉原へ竊よ予を案内せよと非常の仰せよ道覺ハ心中よ太く驚愕さしが
 君命争か恃し難くハットと計りよ承服ハり頓て微行の御服装よ打扮給ふを四五個の近習と
 俱よ扈從ハ此夜吉原仲の町なる近江屋の許よ至り給ふ頃ハ彌生の月中旬路頭よ咲る櫻花

511
877



八
の爛熳として燭光を奪ひ樓裏を奏づる絃聲の喧鬧として耳底を貫ぬく實みや萱洲散人が該
地を題す詩作に多少の紅粧象として霞を作す五街の春色繁華を圃へす相迎て更に清芬の
好を賞す各自爭禁す解語の花を詠しも想像れよし花街の景望は宗繼公特さら御顔色うるの
しく彼近江屋の樓上よ呼び集へたる藝妓舞間が阿諛追従の提撕は暫時佳興入り給ひつ當
時廓中第一の全盛なりと聞えたる三浦屋の遊女高尾太夫を今宵の伽よと迎へ給へと折ふし
渠の故障ありて遊客の招待は應ぜざるより則ち同家の吉野太夫をその敵妓と定められ竟に
鴛鴦草臺の仇なる夢を結ばれしが早や御眼覺と道覺等の促告告るよ鶏鐘を恨めしとほで思
せしかと去とて留まる事ならねば遺憾惜くも吉野太夫は離別を告て大門より豫て準備の籃
輿よ其身を深く匿し給ひつ只管杜夫の脚步を急がし未だ其夜の向晨ざる頃御館へ歸らせ給
ひしを知る者絶えてなかりしとぞ爰は戸張七之助殿と稱せし御分家同苗繼殿之助の次男
よして當時播州姫路の城主高木原式部頭が御世襲となられしより宗繼公は彼相公と元來一
族の由縁もあれば殊に親しく交誼給ひ一日御館へ招待せられ酒食の饗應果たる後近習よ命
じ各様なる煙草の匣を取出して是は薩州國府産彼の館産水戸煙草と互ひよ吸つ試みつ品評

九
數談は涉りしうち宗繼公は偶然と式部侯に對ひせられ貴公の煙草の識者なりと豫て承引い
たせしが未だ世よいふ傾城の長煙管よて吸付たる煙草の味を知らるまじと最と誇貌よ問ひ
給へば式部頭は呵々と思ひす笑ひを催しつ、貴公よは知ろし召れずや拙者目今こそ城主な
れ原來御分家の小藩ゆる遊女へれろか揚弓店茶汲婢女が吸付たる煙草の味も知り候とうち
戯むれて答へらる、を宗繼公は斯くと聽き忽ち聲を潜ませられ貴公が左まで下賤さまの事
情ども詳細は知られし上今何をか秘密ををさん實の先頃書らすも茶坊道覺が案内よ因
り彼吉原へ赴きつ、三浦屋の遊女吉野太夫を一夜の伽よ迎へしところ渠妓の遊女も似もや
らず顔色容貌さへ美麗上は氣性端莊き者なれば予その意裏を甚だ愛せり願ふに貴公子と俱
よ今宵彼地へ赴きて齊しく愉快を盡されよと促がし給ふその言葉よ式部頭は兩掌を拍ち這
の僂伴の厚意は因り近來更ようち絶えし花街の景狀を一見せん早や刻限も宜かりしよ卒御
同道つかまつらんと袴脱取り遽がはしく御平服となり給ひ宗繼公と俱侶よやをら御庭よ下
り立つ、非常門より秘密は彼道覺等を後方よ從へ直ちよ近江屋の許よ趣き此夜高木原式部
侯よは三浦屋の遊女高尾太夫をその敵妓とせられしが是より左よ右兩侯の遊君傾城の嬋媚

なる花街の姿貌は御心の移らせ給ひて夜毎は吉原のみ通はせらるゝは當時廊中の風説も
兩個の相公が事をしも誰彼となく言洵せばろの御微行を妨げんと破落戸等が行途を跟け或
ひは喧嘩を爲かけなどして往來平穩ならざるより花街通ひを止まりて暫旦彼等を避け給ひ
しが一日竊は兩侯の股肱の家臣を命じつゝ兩個の愛妓が身代を金二千兩は購ひ得て各自邸
内は呼迎へつ手活の花と詠められしを斯ては風情の薄かり逆果の御館を吉原の倡家へ准ら
へ庭中多數の櫻花を摸し植ゑ御興は侍づく女中等を雛妓了髪或は又藝妓乾婆は打扮せて
いよく遊情は耽り給ひぬ實は匿れたるより顯るゝはなまとの古言宜なるかな此事早晩
將軍家をもをさく風説の聞おしかば幕府に於ても棄たさ難き兩個の相公が不行跡ゆゑ早
速老中倍平右近將監を出頭せしめその取調へを命じられしは則ち若年寄久下大和守を今般
尋問の上使として戸張家へ遣はされしか宗繼公は當將軍俊宗公と御不和より故意と行狀
を崩させ給へば斯く尋問のあるべきと豫ての覺悟なるは因り上使の趣旨悉く言下よみれを
開陳きて大和守を歸さしめ自己は是より病痾と稱し養生のため本國清洲へ一回歸城し及べ
りと一通の書を認めつゝ將軍家までさし出さ偕又家臣の面々は高卑の者も拘らず年紀大

約十七八より二十三四の容貌美麗婦女を五十餘個取揃へて予發足の當日まで差出すべし
と俄然は仰せ出されしかば君命争か推辭し由ある其年紀に似合しき女子を持家臣等姉
妹の差別なく我劣らじと化粧はせつ既に御館へ参らせしが宗繼公は五十餘個の女子輩を
うち集へて各自も白色の天鵝絨は金糸をもつて丸まの字の徽章を縫せし長羽織は同じく
紫色の衣裳を襲ね腰間は大小巍然く壯士姿貌は打扮せ自身は黒色の御衣服は旅行袴を穿せ
られ一頭の白き壯牛は跨がり愛妓吉野が籠輿の後方は添ひて整々と歩行を列してたち出給
ふよ此夜品川の驛路は御泊ありし後再び尋常の旅服装は女子の姿貌を換させられ是より夥
多の家隸等が前後左右は扈從は行程十日餘りにえて本國清洲は着き給へど尙吉原の景狀を
忘れがたくと思しけん此清洲より程近き一之宮といふ土地は十四五軒の家居を設けてこれ
を假の花街は准へ愛妓吉野を初めとえて五十餘個の女子輩を此假花街は佳移らせ夜毎以前
の白毛牛は召て近習は曳せつゝ吉野が許へ通ひ給ふよ其第一は樓上を牛車樓とぞ稱へける
右左は又宗繼公は花街通ひの餘興として一日狩倉を催されつゝ我領内の宿驛は官道私
路の差別なく金竹筋を結繞らし通行口を止めしより諸國は往來ぶ旅客等が困難大方ならさ

る折から幕府の官吏堀田正御用の序通り懸りつ此爲体を見るよりも心中より太く憤はり假令權威のあるよもせよ我慰鬱の狩倉に天下の官道を妨ぐるの傍若無人の舉動なり急ぎ竹筒を取拂ふて諸人の往來を許されよと厳しく戸張家へ論議しかどなを左や右と言拒みて承諾べうもあらざるにぞ餘義なく堀田正の三州岡崎へ引返し頼て件の一伍一什を悉しく紙面よ書認め早飛脚以て老中まで此旨申達よ及びしかば直ちよ戸張家の家老職永瀬準人竹内長門の兩個を江戸表へ呼下しつ逐一尋問ありしところ右の主人宗繼が粗暴の私意よ出たりと齊しく其罪を申し謝び竟る幕府の内命よて宗繼公を蟄居せしめ常善院殿と稱し奉り則ち嫡子虎千代君を宗政公と名乗しつ、其御家督とせられしより彼一之宮の假花街の一夜の中よ取毀らて愛妓吉野其他乃女子を俄然よ暇間をさし出しつ各自江戸へ歸らせしとぞ

因よ曰く宗繼公嘗て蟄居の後平常よ人と接する毎よ予の甚だ残念なりと口癖よ宣まひしかば當時世人此公を神號して相公を残念院殿と稱したりとかや

○第二回 良臣辨を奮つて上使よ説く

不題高木原式部頭への白封御狀の上使として大目付峰谷淡路守を遣はされしが當主式部侯

を初めとして親屬方の面々よ難波主膳頭淡山因幡守倍平安藝守等各自も内書院よ寄集ひて評議區々なる折から同家の足輕頭後福田安右衛門が組下よて四石二個扶持の小給なる尾崎氏右衛門と云る者留守居役の三浦勲負が後方よ從ひ恐るく彼内書院よ罷り出家老伊東典膳が坐傍近く平伏なし今般主君の大事よ付き不肖ながら某よ上使應接は御役目を何卒仰付られ度此段願ひ奉つると憚る色なく述たるよぞ一坐よ列なる典膳ハヒめ山川帶刀岩橋勘解由其他の家臣等一同が渠足輕の身分もつて重役恐れぬ其舉動憎き下郎奴下れ居れと睨み付つ、誓懲ずを上坐の方より難波侯が此体ハやくも御覽せられアイヤ典膳暫時待れよ我其者よ用事あれハ面會せんと呼止め坐中を信と見廻しつ、有斯る危窮の時として多くの家臣等誰一個主家の大事を救はんと思慮する者もなき中よ假令其身は卑臣とも自から願ふて大切なる今日の役義を勤めんとハ適れ當家の忠臣なり我今當主の命よ代りて汝よ役目を許したれば疾々上使に面謁して主家の安堵を計ふべしヤヨ誰かある民右衛門よ禮服一襲取らせよと盼付給へば次室よりハット答へて近習が持出す衣服をれし戴き這ハ有難しと難波侯よ三拜なしつ請収め彼典膳等を脇目よかけ徐々其坐を退出つ、頼て件の禮服を其身よ改た



め優然と上使の前よぞ罷出ける當時峰谷淡路守の民右衛門に對ひせられ上意の趣旨謹んで承へれと宣まひつゝ持參の御狀をうち披きて其文面の箇條に曰く

一高木原式部頭儀先祖保政保勝の舊功に因り播州姫路に於て領地十五万石宛行ひ位階從四位の侍従たり其實重身分も辨へず下民同様遊里へ通ひ特は風聞宜しからず候事

一遊女高尾の色も濁れ同人を身請致し候事

一自邸に於て侍女よ命じ遊女高尾を御部家と稱させ武家の家格を取亂し候事

一庭中も櫻花を植ゑ吉原の風景を模擬し晝夜淫酒も耽り候事

一茶坊侍女等を藝妓辨問に打扮せ上を彈らざる所爲の事

右の五ヶ條公儀に對し重々不束と思し召され若此辨解ならざる時ハ當家の所領十五万石速に没收令ひる者なりと有ければ民右衛門に平伏したる頭を擡げ上使に對ひ恐れながら式部頭の花街通ひと聞えしハ當藩非番の壯士等が屢使地へ赴きて妓樓の遊興に耽りしを市中の者が取違へて斯る風説も及びしなり第二遊女高尾と云るハ當主の乳母の一女にして渠が生前の遺言に依頼もあれハ作善のため大金をもて身請せしが元此費用ハ家臣等が給する所

の祿も當て取贖めたる金員なるも當主が敢て色も濁れ擲たるより非ざるなり第三高尾を迎へ取て御部家など稱せまハ渠も侍く下婢輩が只假初の尊稱にして是公然の儀もあらず第四其頃當主が病痾に罹り引籠りて居りしゆゑ家臣等これを慰さめんと尙前額の餘金あれば些少庭中の光景を換ゑ數多の櫻花を植ゑたるなり第五茶坊侍女等が一日庭中花見の席に酒興の餘り戯れしを斯喋々しく聞えしなれば何卒寛仁の御沙汰もて御執行を願ひ奉ると懸河の辨舌滔々と最と清爽に陳述たるも淡路守に只願ふ渠が頼智の忠義も愛で件の答辨悉く聞届けられし上俱も老中まで歎願も及びしかハ竟も當主式部頭も僅五十日の閉門もて越後の國頸城郡高田城十五万石の國換仰せ付られつゝ事故なく落着き及びけり是偏も尾崎民右衛門が頼才智略の辨解より出しところの功績なりとて則ち親族難波侯が今回の賞を當主も指揮し頼て家老の職も採用つ其高祿五百石を賜りける

因も曰く世も高木原高尾と稱するハ則ち此十代目高尾の事にして當時彼相公が専ら渠を寵愛の餘り竟も身請せられしなり

紹前齣復説伊東典膳山川帶刀岩橋勘解由等の佞臣等ハ今般足輕民右衛門が主家の大事も功

續を得て俄然も同僚も昇進しより偏執の心止難ければ密かよ一同謀し合ひ元民右衛門が足
 輕の卑臣身分を愚弄なし或ハ笑ひ嘗りつ屢耻辱を興へしかを器量大度の民右衛門小人輩
 が舉動を敢て心中も憤怒る色なく泰然として勤め居りしは渠等も今ハ困じ果てつ、尙君前
 へ罷り出で近頃尾崎民右衛門自れ己が功績ようち誇りて君侯を蔑視し致せしなど百様役目
 へ假托て齊しく譏謗たちしかば果ハ三回市虎を傳へて人復信する諭言の若く有斯る功臣な
 りけれども奸曲阿諛の舌頭ハ争かこれ避るの術なく竟ハ此言容れられて忽ち主君の不
 興を蒙り家老職をば召放され浮浪の者となりしより流石忠義の民右衛門も身の所憑なきま
 へ妻れお浪と今茲又九歳ふなれる一個の男子秀之助を引連れつ、當時神田富松町ハ雜貨
 品をもて渡世とする伊勢屋五兵衛と云る者ハ浪と徒弟の囚縁あれば此家ハ暫且寄食居りし
 が去迎武家ハ仕へし身の商家の業ハ疎ければ其手割ともならざるより主個五兵衛と商量し
 つ幸ひ同所三河町ハ適宜き空房のありしを借受け親子三人が引移りて些少嗜む賣卜ハ身上
 吉凶夢判断或ハ失物走人を人脚繋ぎ處ふたち僅少の見料乞ひ受けつ、左も右もして口を糊
 ずるよ一日神田橋の稍盡所ハ毎常の如く停立て筵竹算木をうち鳴らし乾元亨利と唱へつ、

往來の人を見返る折から今しも登城退出と見ぬ對ひの方より前後左右ハ夥多の徒者召し從
 へ歩行を列して整々と這方へ來か、る籃輿が此民右衛門の爲体を見るより其所ハ止まりつ
 渠者是へと宣まへハハット答へて近習が彼民右衛門に我君侯の御召しなるぞと告知らせて
 御側近く召連たり其下件ハ籃輿の緞子扉を開かれ一個の相公が這ハ珍らしや民右衛門絶
 て久しき面會ぞと聲かけ給ふ御顔を民右衛門ハ恐る、誰人なりやと平伏したる頭を掻け
 見揚るよ是なん奥州鞠岡よて十万石を領せらる、難波主膳頭殿なるよぞ是ハとばかり驚駭
 て且恥らひつ躊躇しを難波侯ハ欣然と民右衛門ハ對ハせられ予汝を尋ぬる事稍久しと及
 べども嘗て在所を知る由なきよ盡らず面會いたせしハ僥倖ふれよ過ぐべからず汝爾今予よ
 仕へて再回家名を興せよと最と有がたき御言葉ハ民右衛門ハ感涙の不覺も出るを拭ひも敢
 ず不肖の此身を左程で思し召さる、御仁心の微臣忘却いたさねと一旦二君ハ仕へじと豫
 て心中も誓ひたれば此儀ハかりハ許容させ給へと只管推辭て肯じざるを難波侯ハ特さら
 ば渠が忠義を惜ませ給ひ尙左ハ右と説き懲懲て強てその意を承諾しつ頼て妻子と俱侶ハ我
 邸内ハ呼迎へて竟ハ其祿五百石の多きを興へて難波家の家老職よぞ採用れける

○第三回 忠士時を得て顯職を占む

案下某生再說奥州平崎の城主津守備中守殿と聞えしの上の覺えも最と愛たく奥羽は知られし諸侯なりしが开が先祖を尋ねるゝ元來同國の莊官よて久米岩松と云る者往昔太閤秀吉公の御落胤よ渡らせ給ふ姫君を尋故ありて我與方よ賜ひしより漸次よ加増立身して威權朝陽の昇るが如く竟よ諸侯の列よ加ひり城主とのなり給へど難波侯にハ津守家が祖先の家系を知らるゝ故夫を賤むるゝ非ざれど迭よ交誼睦まじくらず同じ國との言ながら吳越の思ひをせられしが時よ寶曆十年六月十三日の夜小川町なる御旗下新庄源五郎の居邸より出火せし折しも北風最と烈しく空を拂つて吹出しつ四邊の家居ハ一斑よみるゝ灰燼と燒失て鎌倉河岸まで延蔓つゝ稍本城も危ふきまでよ火焰ますゝ熾んなれば老中ハじめ諸侯方よも追々騎馬よて駈付給ふ升か中よ難波家の一隊ハ神田橋の御門内を最と嚴重よ警固る折から一騎の乘馬よ鞭うちて驀直よ走らせつゝ、件の警衛を乗切りて這方へ來かゝる者あるよぞ此隊を指揮せる頭役尾崎民右衛門は斯と見るより狼籍者奴と呼りつゝ、引戻さんと支ゆるを早や駈退んとしたりしかば齋しく騎馬を乗かけて誰人なりやと提燈の明りよ徽章を透し

見るよ是なん平素よ我主君と睦まじしからぬ津守殿よてありければ意恨を晴すハ此時なりと持たる鞭を振揚げて相公が背を後さまよ兩三回撃付るを遅れ駈よ乗付たる津守の近習笠原左内輕澤銀彌の兩個の騎馬がかの民右衛門を取圍み拔手も見せず双方より二太刀三太刀切結ぶ程もあらせず兩家の家臣等五六十個入乱れて互ひよ桃み圃ひつゝ、騒動大方ならざりけり恁て其夜も向晨わたり全く鎮火してければ頼て件の趣旨を示々紙面よ書認め則難波家の家老職尾崎民右衛門同じく田邊多左衛門より老中倍平右近將監まで此旨上申よ及びける其文よ曰く

昨十三日夜子半刻小川町新庄源五郎殿邸宅より出火の節弊藩儀御定法通り神田橋御門内警備罷在候處何者とも知れず一騎の武士突然警固中へ乱入致し候間相支ぬ候共尙聞入不申既よ公儀の御威光よも相係り儀よ付無餘儀拔刀の上相制し申し候依之此段御届申上

難波主膳頭家老
尾崎民右衛門



寶曆十年六月十四日

田邊多左衛門

倍平右近將監殿

又同日津守家の家老職渥美錦太夫同じく山下佐次馬より此旨同家へ上申及及びける其文
曰く

昨十三日夜子半刻小川町新庄源五郎殿邸宅より出火の節備中守儀近火御見舞として出馬
致し途中神田橋御門内よ於て難波主膳頭家來共御警衛の權威を假り卒然狼藉よ及び
從者の中よ負傷死亡の者も有之の間此段嚴重の御吟味奉願上以上

津守備中守家老

寶曆十年六月十三日

渥美錦太夫
山下佐次馬

倍平右近將監殿

有左程よ老中右近將監よ難波津守の兩家より差出したる上申書を直ちよ披見せられし上
則ち大目付向井駿河守同じく久永彈正を其日檢使の役として神田橋御門内へ遣はしめ兩家

の死亡十一個負傷二十三個を法則の如く取計はしめ倍又四個の家老共を公問所へ呼出し當
時警衛の聲侶俱徐々席よ着き給且錦太夫に對はせられ昨夜の事實を示々と審問せ給程よ
錦太夫ハ又同僚の佐次馬と齊しく顔見合せ「さん候備中守儀平素は温和の性質よて隔意を
生ずる者ならぬと主膳殿よ此年頃奈何なる宿意を狭れけん交誼睦しむらざりしよ昨夜の
出火警固の折上の權威よ假托て密よ家臣等謀合ひ主人が出馬の途中を待受け斯く狼藉よ及
ひし段聊か相違これあらじと阿容たる色なく陳述しより將監殿ハ取り給ふ扇子を膝よ突き
直しつ再回這方に對はせられ「ヤヨ民右衛門其方が嘗て出せる上申書と是なる渥美が陳ず
る旨と其意甚だ相違へり此儀審詳よ言述よと宣まふ命言を畏こみつ、民右衛門ハ徐々と頭
を擡げ兩掌を控へ「恐れながら錦太夫が只今陳せし趣きの逸々承知性つらす苟くも夫れ一
城の當主として私意を假初よさし狹まハ卒戦場の馬前よ於て御奉公ハ勤まるまじきよ然る
を自から御警衛の規則を冒して宿意ありなき言葉巧みよ申し上げしハ以ての外の誣言なり
此儀偏へよ御賢斷を願はしうよそひなれと泰然として答へしかハ將監殿も民右衛門が理非
明白の論辨よ實よも點頭給ひつ、當日の應ハ果たる後直ちよ難波主膳頭よは神田橋の御警

固を御免となり芝三縁山増上寺の火消御警固を仰付られ且又津守備中守の這回の始末甚だ粗暴の至りなり連十日間謹慎仰付られつゝ双方落着き及びけり然るも尾崎民右衛門の今度主君主膳頭が三縁山の御警固を俄然命せられしより費用大方ならざれば奈何なさんと同僚等と齊しく協議を遂たる上忽然一方の策畧を設け一日伊達侯(奥州仙臺の城主)が新錢座の上藩邸へ赴きつ示々と名刺を呈し御目通りを願ひし伊達侯も亦民右衛門が風説を豫て知らるゝものから御前へ召して面謁給へば民右衛門の恭しく口誼を述べて倍いふやう今般主人主膳頭義三縁山の御警固を圖らず仰付られしが相公も知し召さるゝ通り十萬石の小藩にては御用も勤め難きところ此程國表へ命じたる運送船沈没いたし殆ど困窮仕つれば何卒御同國の由縁をもて只今玄米五千俵と火消御道具一式を拜借願ひ奉ると餘義なき体よ依頼しより伊達侯流石に憫然と思し召けん民右衛門が乞ふよ任せて兩様とも直ち承諾給ひしかば則ち件の品々を伊達家より借用出しつ又本藩邸へ出入する町人共よまをし托し背脊よ渾て鮮明き割青のある八夫等を五十餘個召し抱えて其御警固の準備とするよ一日増上寺の近邊なる濱松町へ出火ありしを今日難波家の御警固が初出なり迎見物の雜沓大方

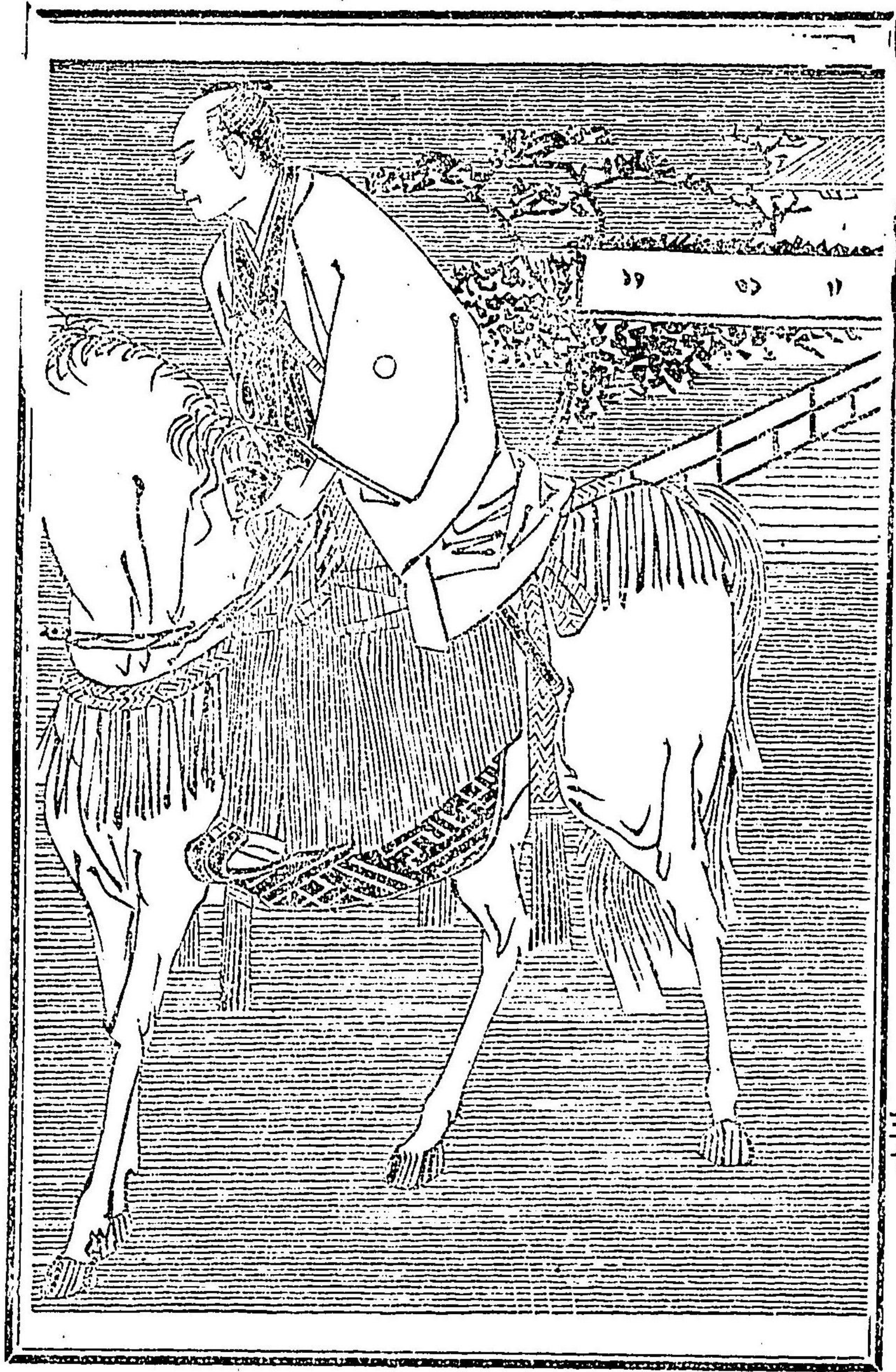
ならざるうち彼八夫等の法被も着ず脊の割青を見よかし各自裸体の肩を列ぬ意氣揚々と引揚来るも他家の警衛と異なりて最と勇ましく見えたるも是民右衛門が才智より全く出し方畧なりと人々稱し合りとぞ

○第四回 孝子國を去つて良師に就く

偕も其後難波侯の彼民右衛門が方略よて三縁山の御警固も首尾克く勤め揚たるより上の御覺えも漸次愛たく位階中將よ昇進れしが其頃尾崎民右衛門の不圖眼病よりち惱みて名醫の治療よ手を盡せど更薬方の効驗もなく竟盲目となりしかば功成り名遂て身退く此時なりと覺悟しつ順て家老の職務を辭し妻子を引連れ本國なる奥州一戸の城中に罷り下りて茲に閑居し竟物故りたりしかど是より前よその男子同苗秀之助の事故ありて下斗米の他姓を名乗せ文學武藝を學ばするよ素來恰利の生質ゆゑ一を聞て二を知るべき俊才衆人よ越えたるよぞ藩士の渠を綽號して神童とて呼ぶけれ恠て月日は關守なく疾くも下斗米秀之助の今茲拾四歳の春を迎へて世の新年の祝日は同藩中の少年等へ或は雙陸紙鳶と我を忘れ遊べる中よ獨り熟々思ふやう嘗て聞く我父の元足輕の身職なりしも竟よ自己の才力より

家老の職は登庸りと我も父の志氣を嗣ぎ爾今江戸の地に至りて天下は其名を揚ずんば大丈夫との謂ふまじと思ひたちての中々止まり難き我志望を母に示し告しかば許さるべうもなかりしかば一日件の趣を一紙に詳細く書認め自己が便室の左側なる机の上にさし置つ竊に旅行の用意を整へ覺束なくも人知れず自邸を立出で奥州路をたどりて十四五日の旅を累ね今しも漸く江戸まで到着しける不題室町に住居する美濃屋善次郎といふ者ありしが深の先年民右衛門が光蔭に因て難波家の出入商家となりしより尙毎年二回三回商用のため一の戸も往復なしつ民右衛門が舊恩をさへ忘却せず何時も自邸を訪問なごして秀之助も亦懇意なれば這般江戸に出たるも直ち美濃屋が店に赴き借示々と心中を語して其店に寄食居つ暫且疲勞を休ひしが頃しも恰好衣更着の空も長閑は晴たりし日和なるよぞ秀之助は且淺草の觀世音或は上野の東叡山と江戸珍らしく見歩行つ有一日吳服橋の御門外を圖らず通行する折から數寄屋河岸の方よりして乗馬の武士が來かへる機會は市虎肌なる一個の男の大校付の半天は些少泥土を蹴着しかば件の武士を慌忙しく馬上を下りて那男は我過失を丁寧言葉正しくうち勅解つ再回馬上は跨りて行んとするを最前より此方より窺ふ秀

之助が感は得堪えず此武士こそ我師と想む人なれと獨り心中は點頭つゝ忽ち馬前へ進出で件の武士は一禮なし小生事の難波の家臣下斗米秀之助といふ者にて這般武邊修行のため國表より登りしところ只今貴殿が御舉動を景慕しく存ずれば何卒以來御懇意を蒙りたしと述べたるよぞ件の武士は秀之助が少年ながら志氣の厚きを太く感じつゝ我の高山の師範役として築土の藩邸に住居する平山耕藏といふ者なるが序もあらば訪問給へ尙緩々と物語らんと答ふをうち聽く秀之助の豫て武藝の達人と國表にて聞傳へし平山先生なりけるよぞ特さら奇遇を喜悅つゝ其日の互ひ別れしが是より四五日の程を経て有一日秀之助の善次郎と同道して平山方へ訪ね行き借示々と我心体をうち語しつゝ門弟となりたき旨を言入るゝ平山も亦直ち承諾さし善次郎を保証とし師弟の因を結びつ其熟生となしより克く耕藏の教諭を守りて日夜武藝の勉強は一毫も怠慢なき故に十四歳より九ヶ年間二十二歳の暇に至りて劍鎧馬術の奥儀の素來駒木根流の炮術まで皆傳受つ平山の高弟とこそ成りけれ然るも同門の旗下戸川齊宮方有一時武術の免許を得其宴會を催しつゝ平山はじめ秀之助も俱は待處へ招待れて懇懇大方ならざりしが秀之助は又多く嗜まぬ酒の酔を重ねしより坐



中に居るも堪え難さに暫時支關の左側なる一室に裡し身を退き酔を醒するに折から表面の方の中間部屋に寄集ふたる下僕等が發應酒の酩酊は互ひに語らふ高調子「トキニ可助足下が何時話しの出る奥州の檜垣山を吾儕も今回旦那屬き彼地へ往つた道中で判然見物して來たが成程足下が生國の自慢をするも無理のねへ堅が五十里横が又二十五里も有らふといふ檜垣山は他國よなしサ然し吾儕も了解らぬ往がけよ見た傍示杭は難波領と記して有つたも歸りよ通る道筋は津守領と換て有つたが奈何いふ理由歎合點が出来ぬと疑ひ問へば可助がサア其事件よ吾儕も未だ克く聞かぬぞ御本城で今回普諦の御用よつき尺角餘りの槍材を大約その數員千本ほどさし出すやう吾儕が領主難波侯へ命令くれしを家老共計らひよて槍材の一切ないぞやら公儀へ体よく斷りしを平素は領主と交誼惡るき津守侯が聽付て我領内より其槍材は獻上すると宣しく言立て猥り難波の檜垣山へ津守領の傍杭を打換たといふ事だが夫よ付ても以前の家老尾崎さまが居られたなら左様云理由もあるまいと思はず訝やく可助の談話をもれ聽く秀之助が主家の耻辱よ切齒をなし忽ち酔も醒め果しが再回我坐よたち戻りつ頓て酒席の終るを待ち師の平山と俱侶よ齊しく主個よ別れを告げ築土

の邸宅へ歸りし後なほその事實を知らん爲彼善次郎へ示々と一伍一什を問探りしは恰好件の可助が語りし風説と相違なければ一夜師匠平山への這般主家の意恨よつき我身を擲ち其耻辱を雪ぐよしと且は又是す多年の恩儀を謝したる一通の書を送しかき何處ともなく立出しを後よて知り得し耕藏は彼秀之助が英敏なる氣量を豫て觀ぬきしゆる武藝の奥儀を皆傳しつ一個の息女が婿とし我道場を譲らんと思ひし事も慮となり今さら秀之助が身の上よ奈何なる事件を惹起すやと日夜心中を痛めつ、竊に行術を案じけり

○第五回 孤忠身き獲して仇侯を撃つ

不題津守備中守の上藩邸は近頃出馬る馬丁は緯號を下總と呼ぶ者ありしが馬術は長しのみならず又人品も宜きゆゑに部屋者等も自づから彼と懇意を結びつ、總て乗馬に係る事は此下總よ委託しつ乗試しなどとする程よ奈何なる猛き馬なり共其乘癖を立地よ思が如く直しよより果は藩士の甲乙も只願渠の馬術を賞し愛る者さへ多かりしが有一日常主津守侯に平素よ信仰なし給ふ平井村の聖天へ參詣せんと遠乗の命を下しつ四五個の近習と俱よ駿馬よ跨がり既よ出門せられしが素來相公の乗給ふ青柳といふ名馬よて矢よりも疾き逸

物ゆゑ其馬丁も従ふ者下總ならで、他もあらじと部屋の者等が語ふより頓て件の下總を相公の馬丁も打扮せつ行く事一里餘りよして近習の騎馬八九町後邊よふかれて青柳のみ遙か遠く乗越しつ、早や逆井の渡津を過ぎ平井村ある燈明寺の境内近く來りし折路傍も續く松原よて何思ひけん下總の津守の相公が乗給ふ彼青柳の前脚を横よ拂つて突倒す馬の忽ち飛揚りて相公を地上よ振落すを落馬よ假托け懷中より準備の七刀取出して胸膈の邊りを夥かよ愚突とばかりよ刺貫せば何かのもつて堪るべき敢なく呼吸の絶え給ふを回顧もやらずうち捨たき何所ともなく逃失たり恚りし程よ近習の者等ハ彼青柳も續かんと後れ走ハ追跟つ相公が變死の爲休を見るより俄然又騒たれ諸馬丁の下總が此處よ居ぬこと不審なれと頓て件の一伍一什を上藩邸の重役まで早馬をもて注進せしかば此凶變を聞くよりも藩邸の騒動大方ならず直ちよ家老の甲乙が馬上に鞭うち馳來て諸方よ追手を出せしかど既も時刻も稍移りてろの甲斐さらよあらざるより相公の死骸を籠輿よ扛して藩邸へ引取りつ且取敢ず公邊への病死の趣旨よ披露なし老中其他の役人への許多の苞置をさし贈りて則ち御舍弟左京亮も願ひの通り恙なく家督相續を命じられぬ表話休題下斗米秀之助ハ師匠平山耕藏

方へ一通の書を選しみき築土の邸宅を立出つ、其身ハ馬丁も姿貌を襲し傳手を索めて本所なる津守の藩邸の部屋の者等と親しく交誼を結び上相公が遠馬の從者よたち主君よ代りて其意恨を爰よ首尾よく果し、よ直ちよ彼地を逃去りつ老中其他役人の邸宅ハ素來江戸市中の高利場所よ至るまで一夜の中よ左の如き一紙の文を張出して諸人よこれを指示せり私儀昨十四日津守備中守平井村聖天參詣の砌り同所よ於て備中守シ切害致し候に付若病死の御届け有之候共大名の變死ハ御法通り半地國換仰せ付られ然るべく候事

〇〇六年四月二十日

隱名浮浪

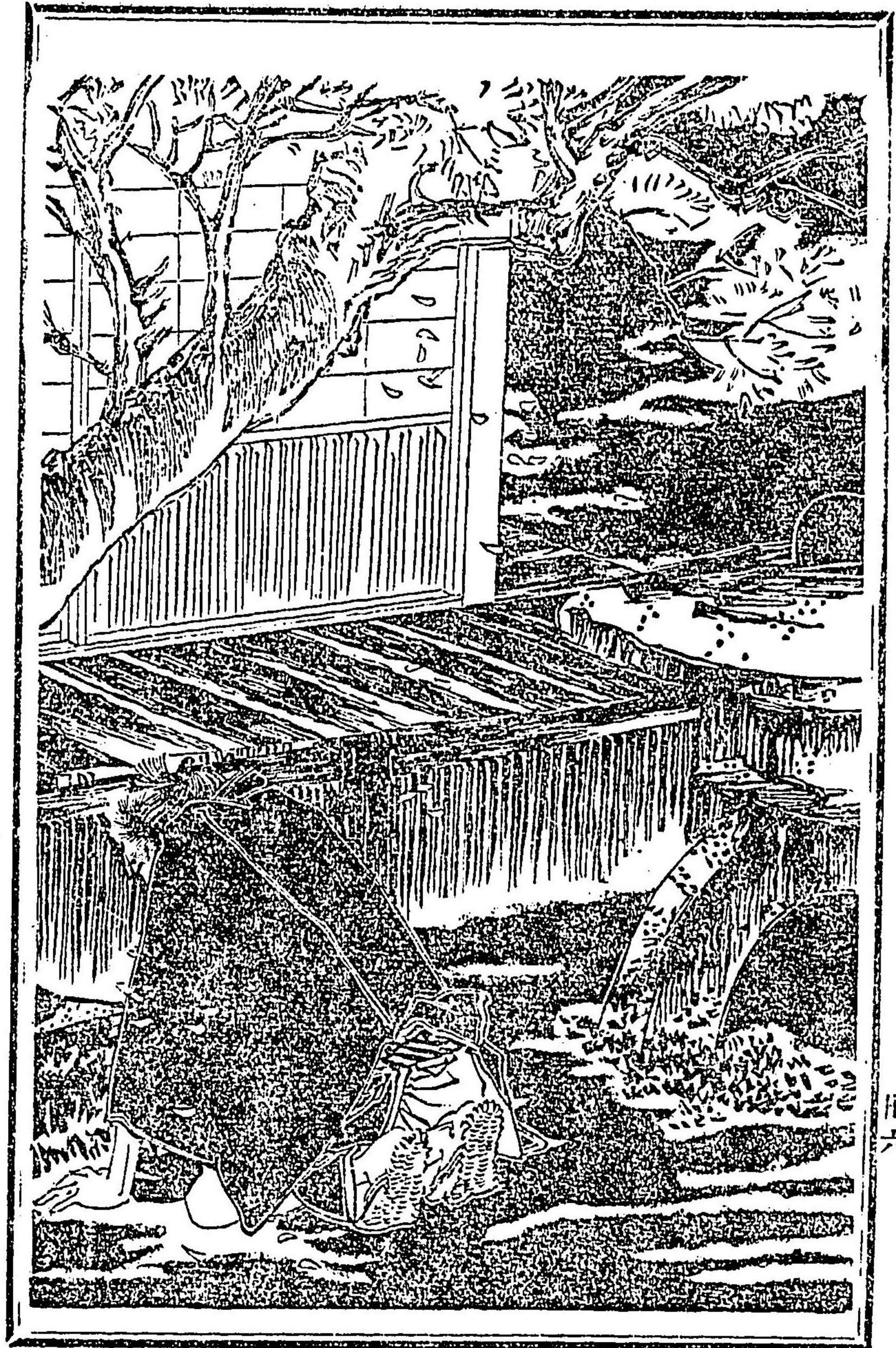
東問雷策

御役人中御披露

是より秀之助の雷策ハ彼首此首と身を匿して十日餘りも過しつ、尙津守家の爲体を忍びくく聞索るよ此程御舍弟左京亮が家督相續せし上よ本領安堵なりしより切齒よ絶えず此上の兩回も三回も津守家よ意恨を報して潔白克く自から罪科を訴へ出候刑を受るも遅きよあらじと獨り心中よ思案しつ或夜平山耕藏が邸宅の中よ微行主個が厩舎よ立出る時刻を待



卅七



卅六

受け静然と園裡の這方の植込の中より其身を顯へして恐る／＼耕藏が目前近く蹲踞くをう
 れど知らねば耕藏の手洗盤の水を手を滌き注げつゝ且見れば今宵暗ながら秀之助が其處よ
 平伏し居たるよぞ一回ハ又訝かりしか元來仔細のある事と思へば聲をうち潜めて這ハ珍ら
 しや秀之助和郎が忠義を盡せしハ既ハ諸方ハ示したる貼紙までも察せしかど尙津守家ハ
 恙なく本領安堵なりし故さぞ遺憾や思ふらめ左まれ右まれ大罪を犯し、和郎を他人の知
 ならば身の一大事よ及ぶべし幸ひ那首なる茶の席ハ乾淨れたる閑室よて人を避るゝ程よけ
 れと自から庭よ下りたちて伴なひ入るを雷策ハ有難涙拭ひも敢ず頭を擡げ儲いふやう今さ
 ら拜顔仕まつるも却て師家よ御悲歎を醸すよ等し死業ながら主家の爲よハ身を殺すか則ち
 臣下の道なりと些少聞得し事あるよぞ血氣の餘り切齒ハ絶えねば日頃の御恩もうち忘れて
 御憤怒を顧みず斯る罪科の身となりしも津守の家督よ恙なければ尙惜からぬ性命を存生ハ
 再回本意を遂げたる上自から罪科を訴へ出んと既ハ覺悟を究めしが有左よても此程は探索
 厳じき我支体を容るゝ所のあらざるより何卒師弟の御慈仁ハ暫且御舍藏を請ん爲竊かハ推
 參仕つれりと忠義ハ凝たる雷策が餘義なき委托ハ耕藏も我子よ等しき門弟の今雷策が危窮

を見て争か餘所よ過ぐさんや直ちよ其意を承諾つ頓て這方の倉庫の二階ハ渠を舍藏たき三
 回の食も息女お園の外ハ運びをなさるより稍四五月を経たりしかど奴婢ハ元來塾生等も
 彼秀之助の雷策が此倉庫ハ潜み居るを知る者絶えてあらざりけり有左程ハ耕藏ハ有一夜家
 族の寐入し頃彼倉庫なる雷策の許ハ訪問れ儲云やう此頃和郎の風説も少しく薄らぎ探索も
 漸次よ府下よ怠りしかハ一旦此地を立去りて邊土ハ其身を潜みし上時節を待て本意を遂げ
 主家ハ忠義を立よかし這ハ輕少の餞別なれど行途の旅費ハ収納めよと取出したる五十兩の
 金員と衣服をうち添て遞與すを受取る雷策が幾回となくたし戴死斯まで深き御教諭を争か
 違背仕つらんや仰せの如く今宵の中且奥州路を志して竊ハ出立仕まつらん思義ハ因てハ
 拜顔も今宵限りの罪人ゆる吾儕の上は御懸念なく自愛を祈り奉つると流石師弟の恩愛ハ長
 き離別を惜みつゝ姑く時刻を遷せしうち向晨近くなりしかハ雷策やをら支度を調へ儲耕藏
 よ示々と這回の恩儀を謝し終りて築土の邸宅を立去りつゝ心ろ細くも唯一個其身ハ書工の
 姿貌ハ打扮て名も竹堂と號しつゝ急かぬ旅行も最と昏き日影の身ハ吹風よも驚ろかれ
 つ休泊の宿を重ねて漸と我舊地なる奥州の難波領へぞ着よける

○第六回 輔車危を免れて其身を全す

恠て當間雷策の奥州一之戸の邊りなる鹿野と云る温泉の名高き地方より赴きて里正高橋七郎
 右衛門が書畫を好むと聞しより則ち渠を訪問れつ、畫工の由を言入れしよ幸ひ屏風紙障な
 ど潤筆をの、多ければ暫且此家より滞留りつ主個を元來其近邊の者さへ懇意を結びしが有
 日獵師を營業とする市兵衛と云る者圖らず高橋方へ來りて那雷策の竹堂と百様俗話を語り
 し後雷策にうち對ひ今日天氣も麗朗よて山中の景色も宜き程よ今より君儕と俱侶遊
 山へ行せ給へかしと只管憑憑て止ざるよぞ元來急がね潤筆も筆頭も進まぬ折なれば願て件
 の趣きを主個よ云々斷りて那市兵衛の案内よ因り山路四五町登し頃這方の山の谷間より一
 頭の猪の走り出しを雷策疾くも眼を着て我那猪を擊留んよ獵銃これへ借し給へと云へ市
 兵衛冷笑ひて奈何先生なればとて那大猪を擊留るの甚だ危うき事なるよ止まり給へと制す
 るを猶聞やらで市兵衛の獵銃たつ取り動と撃つ規ひ違えず那猪の急所を撃れて死したるを
 見るより市兵衛雷策が火術よ長しを驚くまでも感じ入つ、冷笑ひし無禮の罪を詫なざして
 尙那頭這頭と見巡りつ其日の宿所よ戻りし後七郎右衛門よ云々と一伍一什を語りしかば是

より益々雷策も土地の者の信用を得て大先生とぞ尊敬ける然るよ同國難波領と津守領の國
 堺界三峰山のその麓よ推津村と云るなり這の奥州路の街道よて此山上より臨む時その往
 來まで直徑十四五町の距離なれば雷策地理をたし測りて推津村とる津守侯が參勤交代の通
 路よて此處なん本意を達するよ屈竟なりと肚裏よ忽ち謀り起しつ、是より日毎遊山よ假
 托け此山上よ赴きてその半腹ある芭蕉堂を自己が潜み場所とあし一挺の木炮を忍びよ
 製造設けて堂中の様の下よ秘め置きつ竊かよ津守の君侯が通行の日を窺ひけり茲に又同國
 仙臺の刀鍛治よて國定と云る者近頃里正高橋方へ便り來りて寄食居りしが元來國定の難波
 家の領内の出生なれば此竹堂の雷策と特別懇意を結びしよ有一夜國定の徒然の餘り太閤記
 なる本能寺の條下を開きて讀み居たるを坐傍よ聽ける雷策が主従の義を想像り明智が謀反
 の不忠を惡みて不覺涙を浮せしが此夜雷策の國定と每常の如く枕を雙べて一室の裡よ眠
 りし折忽然聲を震ひして争で津守の本領を此儘安堵よたくべき歎と嘗りつ憤怒つ吐きしを
 國定聽くより眼を覺えて彼雷策が後脊より揺起しつ、倍いふやう貴郎が大望ある事ハ我疾
 や知りて候へば包まづ諦し給へかしと目的をさしたる國定が言葉よ雷策うち驚ろき開ハ何



事を言るゝ歎我の拙書を業として諸方を廻る遊民なれば大望なんど願ひしき者よのあらずと去氣なく云ひ喘るを國貞の聲を潜めつうち笑ながらお匿しあるな當麻君と呼ばれて雷策今ひしも匿し難なき自己が身を知らるゝ上は是非及ばず我の奈何も先頃津守の君侯を刺殺して其場を咎れし雷策なりと名乗るを聴て國貞の借云々と雷策が今宵の夢中よ眩さし事ども都て説き示しつ復雷策より對ひ吾儕も難波家の御領内よ人と生れし者なるゆゑ其國恩を報ふが爲め爾後貴郎と兄弟の約を結びて俱侶よ一臂を助け参らすべしと思ひ込だる眞實の意衷の面色も顯はれて大丈夫とぞ見えしかば雷策渠が義俠を感じ既よ兄弟の義を結びつ頼て木炮の謀計より再回津守侯を狙撃すべき方便の箇様云々と遺る限なくうち諦して密話よ其夜を明しけり問話不題國貞は彼雷策よ荷擔しつ近頃津守の君侯が参勤交代せらるゝため御歸國あると聞しかば旅商人よ打扮て街道筋を後復つ尙その事實を索りしどころ彌四月二十二日ハ推津村を通行の日割と既よ極りしより國定直ちよ高橋の方へ戻りて雷策よ件のよしをもの語りつ當日を算へ待ほどよ早くも二十一日の正午近くなりしよぞ兩個ハ齊しく山獵と言ひ假托て旅宿を立出で彼山上よ赴きつ其夜ハ芭蕉堂中よ終夜語り明せしよ倍當日

となりければ豫て準備の割籠なぞ食べ果つゝ雷策ハ腰間より取出す望遠鏡よ推津の方を見渡すうち前驅後從の家隸が意氣整々と歩行を列して一挺の轎子取圍みつ徐々此方へ來かゝるよぞ雷策今ころ我本意を達する時の来りしなれど雀躍りなして勇みだち彼國定よ暗號を牒し頼て巧める木炮の火口を切て動と撃ハ覗ひ違はず轎子の殿座よ碎けて飛散たり當下雷策國定の兩人ハ件の芭蕉堂の中より齊しく立出ながら「確實よ手答へ」云ふよ及ぶと逃し顔を見合せて莞爾笑ひ木炮を其儘近傍の芭蕉の養生よ投棄て峯傳へ何處ともなく逃去りけり有左程よ津守侯は舍兄備中守の凶變より左よ右く其身を慎み給ひ這般歸國の道中にも自己ハ故意と家老共の轎子より乗りて僅少十個餘りなる家隸をさへ從へつ既よ本月二十日前本國平崎の城内へ御歸着よなりしかば那推津よて木炮の爲よ撃れて變死せしハ則ち主君が身代りなる茶道某なりけるよぞ雷策斯と聞索りて遺憾大方ならざれど又詮方もあらざるより尙那頭這頭と身を潜めて空しく時日を送るうち忽ち一方の謀計を肚裏よ伎倆つ此回ハ古き白布を其身よ纏ひ金比羅參詣の姿貌よ打扮ち大小衣服を笈の中よ秘め隠して脊負ひながらよ鈴とうち振り往來の者よ錢を乞ひつゝ竟よ奥州の國堺界神宮司河の邊りなる渡

頭よふそ来りけれ

○第七回 義士水と潜つて嗣侯を刺す

茲は奥州の國堺界は神宮司河と聞えし其幅一町餘りにして一條の大河なりけるが頃しも
八月中旬なれは降續きたる滂沛雨は水勢宛ながら矢を射る如く満々として逆巻よぞ渡船さ
へ漕かねて往來の旅客を止めしは近頃這頭等へたち廻る金比羅參詣の一個の乞食が船漕ぐ
技よ長たりとして自から誇り眩しを傍聽する篙工等が心中惡しと思ひしより渠よ一船漕さ
せつ泡を吹せて愚哢んと頓て件の金比羅參詣を這方の小屋へ呼び入れつ此洪水の高波よ一
船漕きて手練を見せなば今より貴郎を這處よ止めて篙工同業の師と仰がんと云ふよ欣ぶ金
比羅參詣の然らば一船漕出して手扱を御覽よ入れんとて手疾く笈を引下して船場よ至り棹
ねつ取り二突三突漕出すよと見ぬしは船の揺々とさしも荒き高浪を苦もなく彼岸よ漕ぎ
着つ再回這岸へ漕返すよふれはと驚く篙工等が渠の手練に感服なし是より渠を金比羅と綽
名に呼びつ篙工は小屋よ止めて交りけり有左程よ其年も稍暮果て明れば〇〇八年三月十五
日と早くもなりしが津守左京亮殿よは此度參府せられんとて彌本月十六日の神宮司河を

御渡船あるよし其通行の宿驛へ常例の如く御示すよ土地の里正役人等の最と嚴重よ手配な
し件の準備よ及びしが彼篙工等も船を整へ棹を立てぞ待ほどよ既よ其日となりければ彼雷
策の金比羅の天を拜し地を拜ま今日ころ再回我本意を遂べき期の來よけれと獨り肚裏よ領
きつ、最と精悍く打扮ながら津守の君侯が乗り給ふ御坐船の篙工よさし加はりつ河中まで
漕ぎ出したる程しもあらず奈何なしけん金比羅の握りし棹をぬし流して舟を支えんとする
機會よ油斷を見究め津守侯を水入と河へ突落しつ渠も齊しく水中よ潜り入るよと見えたる
が豫て準備の七刀よて津守侯の御首級を忽ち掻切り水底を走るが如く泳ぎ去りて那首の岸
なる柳株の虚の中よ潜みて居たりしを知る者絶えてなかりけり恚りし程よ船中よては素破
狼籍よと家臣の面々上を下へと騒動たち彼篙工等はいふも更なり游滂よ長し壯士等をその
水底よ潛らして遣る限なく索らするよ彼曲者の影さへ見えず御首級なき遺骸のみ漸々陸よ
上りしかば俄然よ御病死せられしと云御しつ、平崎へ一回歸城ありし後借示々と公儀へ披
露し則ち御一族隠岐守よ家督相續恙なく以前の如く命ぜられぬ却説雷策の金比羅の那柳株
の虚の中よ豫て準備の干飯もて飢を凌ぎつ四五日餘り潜み匿れて居たりしが漸次よ我身の

穿鑿も怠たる様子なりけけるよど有一夜件の御首級を携へながら徐々と虚の中よりたち出て河對岸なる山田村の里正大關徳右衛門方へ赴き云々と這般津守侯を水中にて切害したる仔細を述べ備御首級を隣國なる此地の主領唯木侯へ確實に贈り給へるべしと委託む驚ろく徳右衛門も今さら固辭難ければ恐るゝ承諾つ則一件の御首級を一箇の函に入れ納めて翌日右の赴きを瀧田の領主へ訴へけり然れば又雷策の其夜交津守侯の御首級を里正徳右衛門へ遞與せし後濡たる衣服を脱換て旅装を整へつ頓て主個へ謝し別れて寄江戶へ立戻りつ再回左の文を辻々へ貼出して諸人へふれを告知らせたり

私義先年下總國平井村に於て津守備中守を切害し及候處公儀向の病死の体にて舍弟左京亮家督仰せ付られ候へ付今般奥州神宮司河に於て尙左京亮を切害し及び其首級の羽州山田村里正徳右衛門方へ預け置け間此段御取調の上大名の變死の御法通り半地國換え仰せ付られ然るべくし事

〇〇八年四月二十日

隱名浮浪
雷麻雷策

御役人中御披露

然るよ津守の御家督の這回も亦以前の如く御一族なる岐隱守か家督を命ぜられしとの世上乃風説を聞索りしより雷策切齒し絶えざる餘り再回津守隱岐守を殺害なさんと思索を廻らし其身の食乞の姿貌を窺し奥州二本松と稍近き戸澤驛まで來りつ津守侯が交代の通行の日を跟規ふよ此地は西方は飯田の銀山東方に小坂の嶺上を直ちよ眺める山村なれば平日は博徒の寄集ひて賭場の勝負の絶えざりけり茲に同國伊達郡に伊達の三次と呼れし百個餘りの乾兒を帯る名高き博徒の巨魁もえて先年難波家の舊家老尾崎民右衛門の下僕なりしも放蕩無頼な博徒となれど義氣最と厚き者なりしが此程賭博の事よつき戸澤驛まで來りし折圖らず舊主の雷策に出會しよりうち驚き且我旅宿へ伴ひ來て一任一任を聽終りつ三次の再回雷策ようち對ひつ、備云ふやう斯まで忠義を思さるゝも這頭を潜居給ふの甚だ危き事なるよ右まれ左まれ我住居へ來りて潛み給へかし吾儕が出會せし上の性命も換えて御本望遂げさせ奉つると頼母し言葉よ歎ふ雷策が天下の罪科を犯せし身を左程に隠蔽與らるゝこの道も亦嚴君の光庇を承が切なる真意を謝し頓て三次の衣服など借て其身も着換えつ



齊しく戸澤を旅立て伊達郡よぞ着よける有左は復雷策の圖す三次よ出會しより渠が諫言
よ從ひつ二月三月身を潜めて空しく月日を送るうち三次の乾兒は國助とて近來來れる者あ
りしが些少締の葛藤より同業博徒の巨魁よて探偵方をする直右衛門と云る者の乾兒となり
三次よ意恨を報さんと思ひ設けしその折から豫て不審を抱きたる彼雷策の事をしも人品骨
格示々と徳右衛門よ告しかば元來三次と同業の乾父を争そふ中なるよ宜き捕縛者と探偵方
の權威を奮つて直右衛門の三次を近傍の酒店よ呼び寄せ貴兄が此頃舍藏る寄食兒ふそ大罪
ある御尋ね者の雷策よ紛れなけれと或者の告しよ因て我疾知れり開の大切なる囚人ゆえ尙
召捕て差出す事のならずば吾方より今宵直ちよ差向くべしと思ひ寄らざる雷策が身よ振か
ゝる大難よ驚きながらも三次の又形容を改ため那方よ對ひ渠の江戸なる豪商の嫡子なりま
も武術を好み親父の勘當受たるより吾儕を便りて來し者なれば決して雷策など呼ぶ胡論
の者よは候ねと示云るれば是非よ及ばず渠も好める劍道よ些少覺えのある腕ゆる今宵酒を
一一向よ侷めて熟醉させたる後夜半の鐘聲の鳴を暗號よ我裏門へ來られよ其折召捕り引遞
與さんと進退谷る今宵の難儀よ遁辭を構へて欺き約し此家を別れて立戻りぬ

○第八回 俠客義を重じて故主を救ふ

斯て三次の直右衛門よ別れて我家へ立戻り倍云々と雷策よ件のよしを述終りて乾兒の中よ
も股肱と恐む東金政吉梁田權藏或の松島清次など呼ぶ博徒を齋しく呼び集へ手を拱さつ又
いふやう輕薄者の國助が恩を仇なる内通よ斯る難儀を醸せしより最早咎るゝ道なければ今
宵彼等の來るを待受け吾儕が刀の續くだけ難り倒して俱侶よ此地を走るの他あらじと云ば
各自言葉を副へ開の乾父の言るゝ如く元來吾儕も望む所と既よ商議を決しゝかば迭みよ支
度を整へつ其日の暮るを待程よ早くも響く遠寺の鐘聲よ時刻の宜しと直右衛門の那國助を
先よたて十五六個の乾兒を召連三次が家の裏門より扉をうち敲きて音托ふを應と答へて一
個の乾兒が明るを運しと雷策が飛出ながら直右衛門を矢庭よ撲地と切倒す刀の光りよ國助
の呼やとばかり周章つゝ逃んとするを後背より三次が齋しく拔列れて先國助の肩頭を鳩尾
かけて切下ぐるよ再回驚く其他の者の各自得物をうち捨て後をも見ずして逃去つたり當下
雷麻雷策の三次よ命玄直右衛門と那國助の首うち落し竹竿の尖りよ刺貫ぬきやをら表門よ
おし立て一紙の文を貼出せり



探偵使 直右衛門
子分 國助

右之者共儀好曲邪智之所為有之候よ付今般天誅を行ふ者也

隱名浮浪

〇〇八年二月四日

當間雷築

却説も三次の雷策が危急を救ひ政吉等と俱謀りて直右衛門と乾兒國助を撃取て齎しく伊達を逃去りつ豫て義兄の因みある下總八日市の博徒の同業六才市兵衛を便りつ、那雷策が身の上の仔細を諦し救助を乞ひ一同潜み居る程、彌雷策が探索の世上、嚴しかりけるよぞ雷策獨り熟々と肚裏と思ふやう此地に何時まで滞留せ、竟主個六兵衛、連累の罪科を負はざるよ至も最と惘然なる事なれば、一度江戸へ脱走て、竊津守隠岐守の舉動を索り機會好く、再回本意を果さんと既よ心を究めしより、有一夜示々一通の謝狀を認め六兵衛と三次、宛て遣し置き、其夜闇宅の沈睡まりし時刻を計りて、臥床より江戸をさして、脱け出ける間、話休憩雷策の豫て準備やなしたりけん鼠色木綿の旅衣服、丸括の帯を締め、面編笠を深く

覆ひて手、尺八を持添つ、虚無僧姿貌よ身を覆して、漸江戸の市街入り、堅川通を徐々と通行過ぐしつ、兩國橋を今渡らんとする折、折から對ひの方より一挺の轎子前後、多くの家隸を召從へつ、整々と脚步を列して來かゝるを、雷策圖らず回顧るよ、是なん津守隠岐守が登城の戻りなりければ、忽ち心中よりうち領を匿し、持る短銃、以て轎子目にかけて、動と撃つ、彈丸の轎子の諸扉を撃脱き、君侯の肩先横よ拂つて、欄干よ發失とこそ、飛散つたれ、當下近習の面々の素破狼籍よと、雷策を中よ取巻き、左右より召捕へんとする程、雷策疾くも欄干よ上ると見えしが、橋上より水入と河へ飛入りて、行衛も知ずなり、けり、怒りし程、雷策の水底遠く潜り脱け、既よ其日も暮しかば、今よその心中易かれと、陸よ上りて、下總の行徳河の邊りなる、虚無僧寺の住職の豫て、我巖君民右衛門が、些少俗縁ある者、ゆる此處に便りて、示々と仔細を明し、救助を乞ふよ、元來此宗示の寺法と云る、暇令罪科を犯し、身も自から罪を明すよ、於て、一度救ふ習ひなるよ、則ち渠の紹介よて、房州小湊誕生寺へ、一書を齎し、走脱やるよ、那誕生寺の住職も、只願雷策が忠士を憐れ、異義なく、これを承諾て、竟よ寺中へ含藏れつ、徒然よ絶ざる餘り、日々書畫など認めて、僅よ心中を慰め、けり、茲よ誕生寺の門前よ杉浦屋清助といふ旅籠屋

あり主個は探索吏を業として平素は當院へも出入しつ最と狡猾き者なりしが有一日昼従の
 壯士が那雷策の認めし扇子の墨繪を見せたるより幸ひ我家の紙障の繪を依頼たきよし云
 入るゝ雷策好める書の道なれば望むがまゝ書したゝめ那清助も取らせしを清助些少
 音物など贈りて懇意を結びたしと一向乞ふて止まざるよを寺中も等しき杉浦屋の主個な
 れば仔細もあらじと頓て面會なし後一室へ訪問来て最と馴々しく語らふうち清助渠
 が面体よ意を注て看認るよ是を正しく雷策が人相書も紛れなければ直ちよ此旨江戸表の津
 守家へ密告せしよ津守家よ此年來草を分て索し居る那雷策が行衛の知れしを大方なら
 ずうち欣び則ち津山萬次郎部下部仙之丞等の家臣を初め三十餘個の捕吏を撰擧て竊よ小
 湊へ遣されぬ有左復清助の肚裏よ一方の奸計を廻らしつ常毎の如く雷策が便室を訪問れ
 借云ふやう今日ハ三月三日よて雛祭りの節句なるよ鯛の浦なる景色を見物せんと存るよぞ
 失禮ながら先生よも我儕と同行なし給はずやと云ひ從德を雷策へ近頃絶て一室の裡よ潜
 み居るのみ外出もなされど道頭透りの避境よて江戸の隔る海邊ゆゑ渠と同行なしたり逆惡
 うらあらじと獨り領ぎ僅よ其意を肯じつ頓て一艘の小船よりうち乗り那清助も同伴れつ鯛

の浦よぞ着く程よ此處ハ小港誕生寺へ十七八町隔りたる宗祖日蓮大菩薩が波題目の靈場よ
 て南方よ鋸山の高嶺を望み東方よ小港の町家よ接と風景稀れある勝地なりしが清助船より
 雷策と俱よ下りたち濱邊なる且ある茶店に入らんとするよ豫て暗號や做しおきけん件の茶
 店の小蔭より顯れ出たる捕吏の大勢那雷策を見ると齊しく前後左右よかつ取圍み各自十
 手を振揚て御上意なるぞと呼りながら敦圍荒く杭壁ふよ不意を撃れて雷策ハ驚きながら
 も三四個筋斗打して投出せば身よ太刀を帯びざれば假令三面六臂ありとも争か多勢よ堪る
 べき遂よば其場よ組挫かれ奔々細よぞ懸りける

○第九回 明君仁を垂れて籠禽を放つ

有左程よ津守家の家臣津山萬次郎部下部仙之丞等の故主仇なる大罪人浪士當麻雷策を清助
 が欺計よ因り容易く召捕たりしかば其功勞として許多の賞金を清助も取しつ、則ち件の雷
 策を綱篋興よ扛せつ、江戸の藩邸へ引取りしを誕生寺の住職某が斯と聞くより憤怒よ
 堪えず直ちよ津守家へ使僧をたて今般當院よ寄宿せし畫工竹堂と云る者浪士當間雷策の由
 よて既よ捕縛せられしが斯る大罪人なれば寺社奉行所より當院へ御下知のありし上その捕

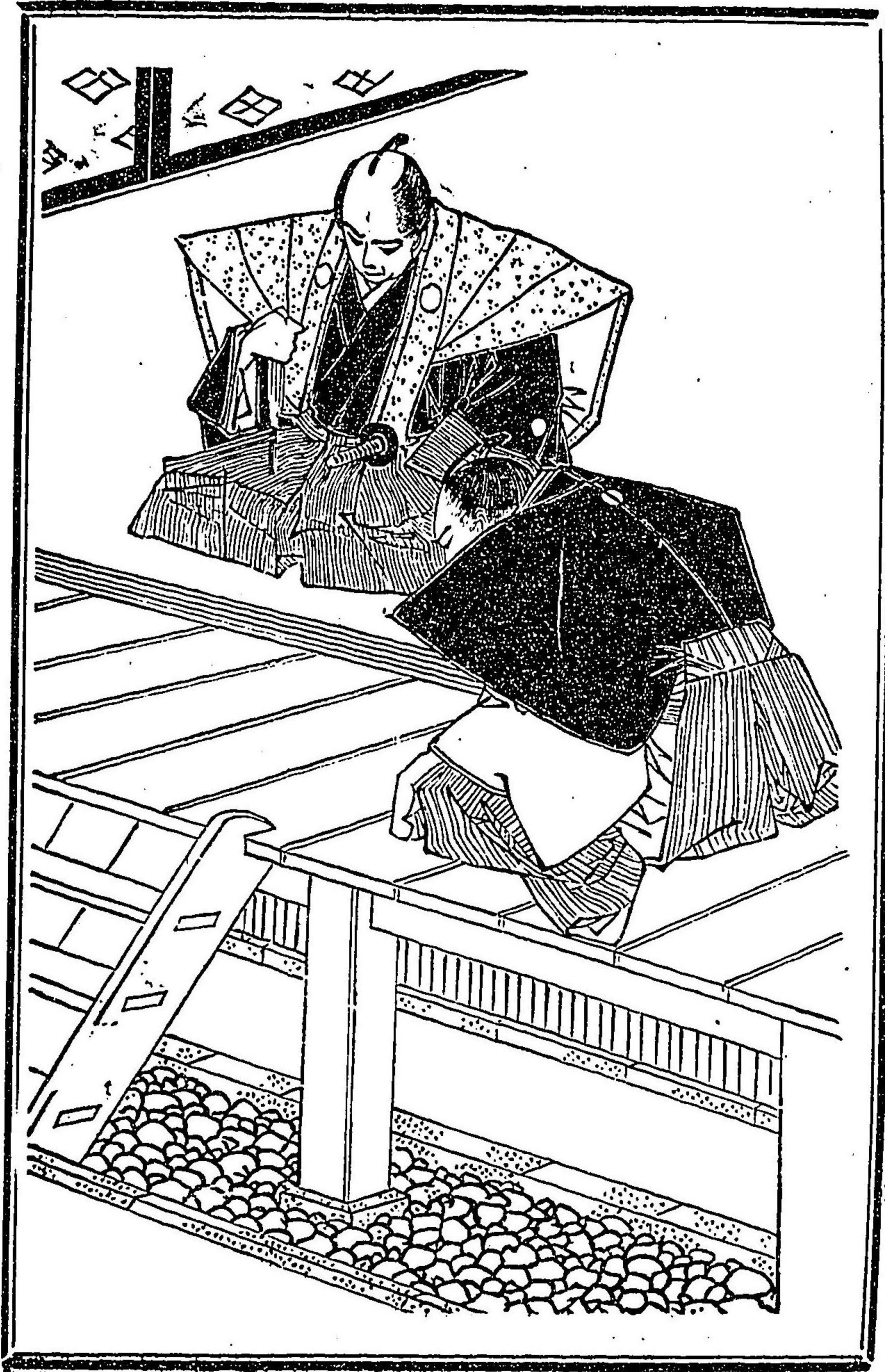
縛ばくよ及およぶべきを猥みだりも貴き落はへ引取ひれしの其またた寺てら法ぽうよ背そむくよ因より一回いち御ご返へんし有たるの後のち當たう院いんよ
 り速すみく寺社じや奉ほう行かう所しよへ差さ立たつべしと最さい嚴げん重じゆう論ろん談だんしよ必ひつ竟けい寺てら院いんよ寓ぐうする者の其順じゆん序じよをも
 て召め捕とるべきが則すなはちてん下かの大法たいぽうなれば竟つひ津つ守もり家けの理論りろんたゝ頓とんて使し僧そう同どう道だうよて寺てら社じや奉ほう行かう
 所しよへ差さ立たけり案下あん其ま生せい再さい説せ三さん次じ市し兵べい衛ゑの兩個りゅうの博徒はくとの既も雷策らいさくが遺書いしよの手簡てがみを見るよりう
 ち驚おどろき太く心中しんちゆう案あんじつ、則すなはち三次じが股肱ここうの乾兒せんごん權ごん藏ざう清せい次じを江戸えどよ遣はし又また政せい吉きちをバ安あん房ぼう
 上じゆう總じゆうの二州ししゅうへ遣して雷策らいさくが其の行方ぎやうを索らするよ有一いち日にち政せい吉きちの一個いっごうの首級くびを大袂たいたうしきようち脊せき
 負おひて喘あへ息いきたち戻もり三次じ市し兵べい衛ゑの兩個りゅうよ對ひ此程このほど安あん房ぼうの小港せうかうなる杉浦すげうら屋やといふ旅たび籠かご屋やよ四五しご
 日にち足あしを止めし折せき聞き出でしたる一いち大だい事じの箇様がやう々々雷らい策さくが那誕なん生せい寺てらよ澄みし事ことより又また杉すぎ浦うら屋やの
 主しゆ個ご探たん索さく方ほう清せい助すけが密告みつこくより既すで津つ守もり家けへ召捕とれし後のち誕なん生せい寺てらの住職ぢやく某たがしが憤怒いなりよ堪えず使し僧そう
 を津守もり家けへ遣し事まで一伍いちご一いち件けんを物語ものがたりつ歎たん息いきなして又またいふやう併しながら其雙そう敵てき那な清せい助すけの
 取と取とず那が寢所しんじよへ踏入ふみりて斯かくの如くよ擊うち取とりたりと頓とんて件の大袂たいたうしきの中なかより一いち箇ごの首級くび取と
 出でし見するよ驚おどろく三次じ市し兵べい衛ゑ聞きく事毎ごとく眉まゆを擧めつ开ひらけ安からぬ事ながら當の雙敵たうの清助せいすけ
 を宜くこう討取うちとりなしたれと其功こう勞らうを賞えなごし尙かた云かと思案しあんを廻らず折せきから江え戸どより權ごん

藏そう清せい次じも齊しく此家このけへ立戻たり借云か々と雷らい策さくが四五しご日にち中ちゆう津つ守もり家けより寺てら社じや奉ほう行かう所しよへ引渡ひし
 よ成るべき旨しを聞索きんさくりて言ごん葉は短たんかく云の述じゆつるよ三さん次じの仔細しさいを聞も終らず忽たちち胡坐こざの膝たて直ちやく
 し然らば是より江え戸どよ赴きその引渡ひしの折せきを待受まちうけ必かならず救すくひ參らせん卒いざとばかりよ立上たちる
 を六兵べい衛ゑ政せい吉きち權ごん藏ざう清せい次じも俱よ支度しどを整へつ十じゅう個ご餘よの乾兒せんごんを引連ひつれ其其夜よ直ちやくちよ出で船ふねを待て
 江え戸どをさしてぞ赴おもむきける然れば復雷また策さくの那清かのせい助すけが欺計たごみよ因り竟も捕縛との身となりて津つ守もり家
 へ引取とれしも誕生たんじゆう寺てらの住職ぢやくが使僧しそうをたて、談か論ろんしかば再また回かい寺てら社じや奉ほう行かう所しよへ引渡ひしと成るよ
 因より津守もり家けの警衛けいゑいの綱籃あかりのり輿ごの前後まへうしろ左ひだり右みぎよ二三にさん十じゅう個ご屬ぞく從じゆうひ本所ほんじよの藩邸はんていを立出たて今兩りやう國こくの橋頭はしづ
 を干らんとする其折そのせきから十じゅう四し五ご個ごの曲者まがらひが齊しく刀劔たてがを脱列だつれつれて矢や聲こゑをかけて切き付つけるよ不
 意ふ意いを擊つて警けい固この面々めんめん右みぎ往むかひ左往ひだりよ紛雜まじりて暫しば時とき挑いみて争まがとふうち那かの曲くまがらひ者もの等らの綱籃あかりのり輿ごの戸を
 切きり破りて雷らい策さくを救ひ出しつ河か邊へよ着けたる一艘いっさうの小船せうせんようち乘のりせながら何い處ところともなく逃
 失うたり常そのとこ下くだん件けんの曲者まがらひ等らの速艦はやぶねを押まて船ふね路ぢを急がし辛からうて常ひた陸ちゆうの國水みづ戸どの浦邊うらよ脱走だつしゆ延のびび
 しかば同どう所しよ岩いは井い町ちゆうよ赴きて末廣すまひろといふ妓まがらひ樓ろうよ登り日頃ひごろの心苦こを散さんと酒さけを命じ妓を招き
 て送おたみよ快樂けらくを盡し、後のち各おの自づか臥ふ房ぼうよ入りしかど森もりを離る、鴉わんの聲よ驚かされつ、雷策らいさくの獨



り起て這方へ来るは幸ひ一坐の敵妓も名代嫖客の後朝を送りて此處よあらざるより聲を潜めて借云やう三次殿も市兵衛ぬしも武運拙き某は斯まで信義を盡されし最と忝けなき事ながら我は是より明君と世に聞ねたる水戸侯は直訴をなして本懐を遂んと心中よ決せしよぞ最早此上貴殿等の一臂を頼むよ及べねば何卒此處より各位よ乾兒の衆と俱侶何地へなり共逃延びて再回白日青天の以前の身体よなり給へ然るよ一條の屬托といふの我奥州よ實母あり又江戸表よ師匠あれは今さら面會なし難けれは我よ換りて云々と其意を傳へて給へかしと云つ、昨宵燈下よて認めたまし我母と師匠平山耕藏へ宛たる二通の書を遞與して卒とばかりよ急がするを兩個の元來政吉等も中々承諾けしきあけれど尙雷策が云云と理非を述つ、説諭すよ漸やく心中よ落堵けん儘よ其意を曉りしかば遺憾ながら雷策よ離別を告て西方と北方三次の奥州市兵衛の江戸をさしてぞ股走行ぬ後よ獨り雷策が流石離別を惜まれて惘然として居りしが多年辛苦の勞れよや俄然胸膈の疾痛を覺え一歩も運び難けれは余義なく此家よ脚步を止めて身の養生をする程よ自己が敵妓小鶴と云る倡妓が特さら老實よ介抱なして呉たるより兩三日を過ぎしかば稍快方よ至しよ翌日ハ夙めて水戸侯

の藩邸に赴き直訴せんと既よ覺悟よ及びしを茲よ小鶴の狎客よ探偵方をもて營業とする筑波の仙太といふ者ありしが此頃小鶴が招待れて居る旅客の武士体と歎きよ奈何なる人ぞと紙障の隙間より徐とさし除くよ這のそも奈何よ其旅客の豫て人相書をもち御尋ね厳しき雷策なるよ宜き有罪者ころ探したれと仙太の獨りうち欣び頓て云々此家の主個よ由縁を傳へて其夜艾六七個の假子を召連れ御尋者の當麻雷策其頭動くなと呼はるを心得たりと雷策の屏風を精よ身を構へ奈何よも我の雷策なるが汝等如き下郎奴よ捕へらるべき者ならねど武士の作法を做すよ於ては我尋常よ召捕れんと白眼着たるその威よ恐れて假子の者等の顔見合せ暫時猶豫居たりしが仙太の目前よ進み出で御覺悟あるべしと最と懇懇よ禮を述べ竟に捕縛よ及びし上則ち同所町奉行山部周馬よさし出し、かは頓て同氏より云々と此旨言上致せし處水戸中納言春範公よ豫て當麻雷策が忠義を知し召されし故直ちよ公問所へ招呼はれ自から面會なし給ひつ借雷策よ對はせられ汝多年辛苦を得て主家よ忠義を盡せしも未だ本意をとげざれば左よ遺憾よ思ふらめと尋ね給へば雷策の頭をうち擡げさん候某武運拙くして未だ本意を遂げざるより哀れ君主が賢察もて此儀明白の御所置を偏よ



歎願奉つると愁然として答へしかは水戸公憫然と思しけん歎願の趣き參府の節予又適宜執行さん示心得よ雷策と宣まひながら御席を立て與よぞ入り給ひぬ

○第十回 長相直を乗て義士を斬る

有左程よ雷策の再回捕縛の身となりて綱籃輿に扛れつ、水戸より江戸へ送らるゝ其領内の地境界なる且ある並木を來りし頃其身を覆面よ打扮し六七個の武士が忽ち其頭よ顯はれ出で矢庭よ件の綱籃輿の戸を切破りて雷策を救助出しつ开が儘よ何處ともなく逃去りしを雷策太く訝かりしが偕ハ水戸公が我を救助の方便なりと察せしより君侯が厚志をふし拜みつ欣然として唯獨り這方をさして來りゝるよ一個の男が前よたち後よたちつゝ、距來りしが今雷策の面体を見るより忽ちうち驚き「雷策君歟」國定殿歟と迭み久よしき一別の舊誼を茲よ述べ終りつ國定再回偕云ふやう先頃推津の事件よ因り圖らず君の御行衛を見失なひたりしかは其後我の姿貌を窺し尋ねしよ此程水戸よて御捕縛を受給ひしと聞よりも彼所へ赴き事實を索るよ今日しも江戸表へさし立よなりし旨ゆゑ御跡を慕ひながらよ來りしを這頭よて拜顔いたしゝの最と疑ひしき事なりと詰り問れて雷策ハ彼國定よ別れし後神宮司河の事

件より三次六兵衛等が義侠の事又小港の誕生寺よ潜伏中探索方清助よ欺かれ一回津守家へ引立られしも再回三次等の義氣よ因り竟よ水戸へ脱去りつ又水戸公の厚志よ因りて不思議よ捕縛を解かれたる始めを云ば箇々終りを云ば示々一伍一什を残りなく言葉短かよ物語るを國定聽つゝ嗟嘆よ堪へねば奈何よもして一臂を添へ今一回津守侯を擊留んと雷策よ牒し合つゝ俱侶よ姿貌を窺し忍びゝゝ再回江戸へぞ赴きける時よ〇〇九年正月元且江戸在勤の諸侯ハ元來徳川旗下の面々よ各自新禧を祝さんため登城の往復絶え間なき折から津守隠岐守よハ只今下城されしと見え多くの家隸召從がへ大手の方より整々と歩脚を列して來給ひしを那雷策と國定の兩個ハ其身よ法被を纏ひて下僕の如くよ打扮つ寄るよと見えしか懐中よ隠し持たる短銃よて轎子目がけて撃放てハ視ひ違はず隠岐守が左方の脚首擊脱きたり當下件の雷策ハ趕蒐來る近習等を切退けゝ其場ハ逃去り此夜再回左の文を市中の辻々へ貼出せり

私儀先般津守備中守並よ左京亮を切害よ及びし處今般尙短銃をもて當主隠岐守を擊留候よ付大名の變死御法通り半地國換え仰せ付られ然るべく候事

〇〇九年八月六日

隱名浮浪 當麻雷策

却說當麻雷策ハ既ニ津守隠岐守を擧留たりと思しかは稍本懐を達せりとて其同犯者國定ハ死後の菩提を屬托つ、渠が郷里へ脱走さしめ自己ハ則ち閻老なる倍平肥後守の藩邸へ自訴及及びしより直ち入牢仰せ付られ是より難波津守の兩家を日々公問所へ呼出し數回吟味を迷けたる未罪狀定まり左の如く宣告及及べれける

浪人

當麻雷策

右之者儀領主より他家へ相係り候儀ハ付取留ざる儀とも承り及及び曆々へ對し意恨を含み戀憤を晴すべくと存じ數度不敬の所業及及び其事遂げずと雖ども公儀を恐れざる仕方重々不届至極ハ付獄門ハ行ふ者也

午の二月

當日直ち雷策ハ江戸小柄原の刑場にて獄門の刑ハ處せられけるが死骸ハ三次六兵衛と國

定の三個の者が官ハ乞ふて引取りつ、奥州檜垣山の近傍りよこれを葬り其頭ハ一字の堂を營なみ三個ハ竟ハ剃髮して圓頂細衣の姿貌となり其れが菩提を吊ふよしを聽こし召れて難波家より五人扶持宛賜りつ渠等の俠義を賞せしがふれにいよく感激なし生涯持戒堅固にして愛たく此處ハ終りしとぞ恠て倍平肥後守より大目付川崎安藝守ハ命じ奥州檜垣山へ派遣せしめ實地の檢査ありし上頓て津守領の傍示抗を振取りて以前の如く難波領ハ更改ため總方宿意ハ無き旨の受書を出させつ兩家親睦ハ至らしめしが茲ハ初めて家臣等も安堵の思ひをなしけるハ是れ畢竟水戸中納言が參府の折ハ閻老肥後守へ懇々添心せられしより事の茲及及びしなりとぞ

因みよ云く檜垣山の事件ハ付き世ハ關良助と云る者當間雷策と同刑ハ處せられたりと云ひ傳ふれども或説ハ并ハ刀鍛治國定が假ハ示變名せし者なりとも云り

檜垣山名譽碑文終

明治十九年五月五日翻刻御届
同廿年二月出版

定價八拾錢

編輯人

勝野三次郎

原版人

法木德兵衛

翻刻出版人

岡田松之助

神田區橋本町壹丁目九番地

發兌

中島清七

京橋區館屋町十四番地

大賣所

日本橋區通三丁目八番地 野村銀次郎
横山町三丁目 辻岡屋文助
橋町四丁目 鶴聲社
南鍋町 兎屋誠
通四丁目 春陽堂

本石町 上田屋榮次郎
馬喰町 山口屋藤兵衛
横山町 鈴木喜右衛門
下谷廣小路 木村
日本橋通 伊勢屋金次郎
一日丁目

